

公開見積合せ 参加に関する注意事項

仕様書及び下記内容を確認いただいた上、参加してください。

1. 契約担当課（本案件の問い合わせ先・見積書提出先）

公立大学法人大阪 阿倍野キャンパス事務局

財務課 契約担当

〒545-8586 大阪市阿倍野区旭町1丁目5番7号

TEL : 06-6645-2811 FAX : 06-6646-3463

※財務課事務所の所在地＝大阪公立大学医学部附属病院 5階事務室

2. 見積書

「**公立大学法人大阪 理事長**」宛てに、「所在地」、「商号又は名称」、「代表者氏名」を記名した貴社書式の見積書（案件名称・消費税額も明記）を、1. 契約担当課に記載の担当まで提出してください。

3. 見積書提出期限

令和8年1月27日(火)の「午後5時」までとし、期限を過ぎた見積書は一切受け付けません。

4. 仕様書等の内容についての質問回答

仕様書等の内容についての質問は次のとおりとします。

- (1) 受付期間：令和8年1月6日(火)午後5時まで
- (2) 質問方法：大阪公立大学阿倍野キャンパス事務局財務課ホームページ「入札・契約情報サービス」（以下「ホームページ」という。）の各種様式等に掲載している「仕様書等に対する質問書」に記入し、必ず電子メールでファイル添付により提出してください。
※メールタイトルには、「【当該案件名称】に関する質問」と明記してください。
※質問書のデータ形式は変更しないでください。
※電子メールの送信後、電話にて確認を行ってください。
(土・日・祝日を除く毎日午前9時から午後5時まで（正午から午後0時45分までを除く。）)
- (3) 質問提出先メールアドレス：gr-a-kaisetu-keiyaku[at]omu.ac.jp
※[at]を@に置き換えてください。
- (4) 回答方法：令和8年1月20日(火)までに、ホームページの本案件記事に掲載します。ただし、質問がない場合は掲載しません。
- (5) 主管課へ直接質問することはできないものとします。

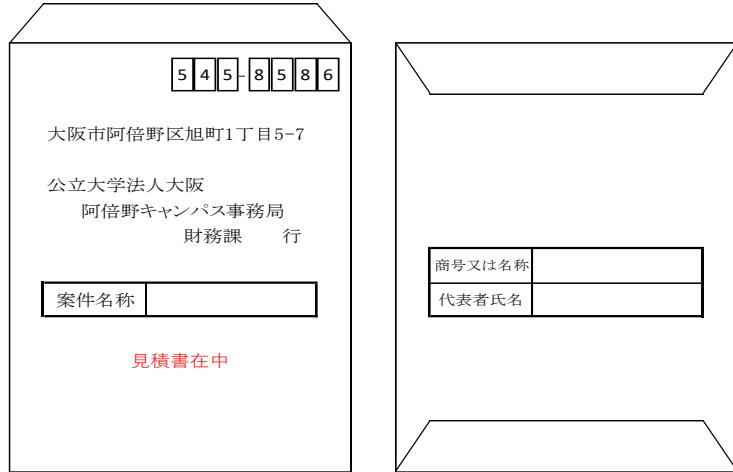
5. 参加申請の方法

参加申請の方法は、次の各号のとおりとします。

- (1) 公告する仕様書等の内容に基づき、見積書に必要事項を記載のうえ、見積書提出期限までに1. 契約担当課に記載の担当へ持参又は郵送により提出してください。なお、提出に要する費用は、公開見積合せ参加者の負担とします。
※郵送にて見積書を提出する場合は、見積書を封筒に入れて封かんし「**一般書留**」又は「**簡易書留**」のどちらかの方法で送付してください。
※持参する場合は、見積書を封筒に入れて封かんした状態で提出してください。

※封筒には、次の記載例のように、案件名称、貴社名、見積書在中を記載してください。

《封筒の記載例》



(2) **FAXでの見積書提出は無効**とします。

(3) 一度提出された見積書等については、訂正、再提出又は撤回をすることは認めません。

6. 参加資格

次の各号の全てに該当している方のみ、公開見積合せに参加することができます。

- (1) 令和7・8・9年度大阪府物品・委託役務関係競争入札参加資格者名簿に種目コード「059：一般廃棄物(収集・運搬)」で登録していること。
- (2) 法に準拠した一般廃棄物収集運搬業許可を有すること。
※契約の相手方に決定後、当該業務の対象物が含まれる一般廃棄物収集運搬業許可証の写しを提出すること。
- (3) 公立大学法人大阪入札参加停止要綱に基づく入札参加停止措置を受けていないこと。
- (4) 公立大学法人大阪暴力団排除措置及び不当介入対応要綱第3条の規定に該当しない者であること。
- (5) 理事長が、あらかじめ又は公開見積合せの案件ごとに定める参加資格要件を満たすこと。

7. 見積りの無効

次の各号のいずれかに該当する見積りは、無効となりますので注意してください。

- (1) 参加資格を満たしていない者が行なった見積り
- (2) 所定の日時及び指定の見積書提出先に提出しない見積り
- (3) 記名（所在地、商号又は名称及び代表者氏名）を欠く見積り
- (4) 金額を訂正した見積り又は金額の記載の不鮮明な見積り
- (5) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である見積り
- (6) 談合その他の不正行為を行なったと認められる見積り
- (7) 同一の案件について、2以上の見積書を提出した者の見積り
- (8) 指定の申込方法以外により提出された見積り
- (9) 前各号に掲げるもののほか、指示した条件に違反した参加者の見積り

8. その他お知らせ

- (1) 見積書に記載された金額が予定価格の制限の範囲内で最低の見積価格を提出した者を、契約の相手方に決定し、その方のみ見積書提出期限の翌日（翌日が本法人の休日の場合はその翌日）に電話にて連絡いたしますので、決定された方は速やかに関係書類を提出のうえ、主管課と調整して

いただき、契約を履行してください。なお、最低見積価格が予定価格を超えている場合には、当該最低価格見積者と価格交渉を行い、合意に至った場合のみ契約相手方に決定します。

- (2) 仕様書等について、1. 契約担当課に記載の担当での配布は行わないで、ホームページにてご確認ください。
- (3) 最低価格見積者が2者以上あった場合は、見積書受付期限の3営業日後の令和8年1月30日（金）にくじ引きにより契約相手方を決定します。くじ引きの案内につきましては、見積書受付期限の翌日に行います。
- (4) 本案件における契約条項について、変更を予告してある場合を除き、原則としてホームページの各種契約条項で掲げている契約条項から変更できないものとします。